

H28国土交通省告示第693号について

(不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件)

1

H28国土交通省告示第693号

(不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件)

法22条、法63条 屋根の性能

令109条の6、令136条の2の2 技術的基準

第一号 有害な発炎をしない(燃え広がらない)

第二号 屋内に達する有害な溶融、亀裂等を生じない
(燃え抜けない)

第一号に適合し、第二号に適合しない屋根

(C種膜材料、ETFEなどによる屋根)

⇒ 不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途
に適用できる

2

H12建設省告示1434号

不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途

- 一 スケート場、水泳場、スポーツの練習場
- 二 不燃性の物品を取り扱う荷捌き場など
- 三 畜舎、堆肥舎、水産物の増殖場、養殖場

H27の改正により用途追加

- 四 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
- 五 アトリウムなど(通行用途に限る)



表現の適正化を行った
H12建告1434号廃止 ⇒ H28国交告693号

3

H28国土交通省告示第693号

【用途】

- 四 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場

【構造方法】

- ①屋根以外の主要構造部(壁、柱、床、梁、階段) 準不燃材料
- ②座席は固定席、難燃材料など
- ③その他、仕上げ材などの制限あり
※詳細は資料参照

4

H28国土交通省告示第693号

【用途】

五 アトリウムその他の大規模な空間を通行の用に供する用途

【構造方法】

- ①屋根以外の主要構造部（壁、柱、床、梁、階段）準不燃材料
 - ②その他、仕上げ材などの制限あり
- ※詳細は資料参照

5

- 四 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
- 五 アトリウムなど（通行用途に限る）

C種膜材料、ETFEなどによる屋根の適用用途拡大！

追加された用途

法27条、法61条62条により耐火建築物としなければならぬケースが多い ⇒ 要注意

※耐火認定書では対応できない
⇒ 個別の大臣認定が必要

6

膜構造で可能な耐火建築物（認定書）

	膜構造部分の用途	床から屋根までの高さ	
		不燃材料	不燃以外
開放型	① 水泳場、スケート場ほか	2.7m以上	5m以上
	② 通路、休憩所		
	③ 自転車置場		
	④ 作業場	5m以上	不可
	⑤ 遊技・イベント広場		
	⑥ 観覧場		
	⑦ 停留所・バイク置場		
閉鎖型	① 水泳場、スケート場ほか	2.7m以上	5m以上
	② 通路、可燃物少ないロビー	5m以上	不可
	③ 体育館		

7